

函館市介護人材等地域定着奨励金支給要綱に係る事務処理要領

函館市介護人材等地域定着奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）における事務処理の取り扱いを次のとおり定める。

（用語の定義）

第1条 要綱第2条第1項各号に定める用語の定義に関する取り扱いは次のとおりとする。

- （1）「公的機関」とは、国または北海道もしくは市をいう。
- （2）「介護職員等」の範囲には、管理者、サービス提供責任者、相談支援専門員、生活相談員、作業（理学）療法士、看護師、保育士、事務員、調理員、世話人、運転手およびこれらに類する職種は含まない。

なお、「介護職員等」と上記職種等を兼務している場合は、雇用契約書等および本人または事業所への聞き取り等により主たる業務を特定し支給対象者を判断する。

（支給対象者）

第2条 支給対象者に関する取り扱いは次のとおりとする。

- （1）要綱第3条に規定する、別表1「新規就労奨励金」（1）における「初めて」の解釈は次のとおりとする。

区 分	内 容
「初めて」と認める場合	<ol style="list-style-type: none">1 別表1「新規就労奨励金」（1）の要件のいずれかを満たさない雇用形態等で就労していた経歴 （例）<ul style="list-style-type: none">・雇用期間が1年未満・週の労働時間が30時間未満・介護職員等以外の職種で就労 など2 要綱第2条第1項（1）に該当しない事業所（医療機関等）で介護職員等として就労していた経歴3 市外の事業所において、要綱第2条第1項（3）および（4）に規定する「正規雇用」かつ「常勤」の介護職員等として勤務していた経歴4 事業所に直接雇用されない形態（派遣等）により介護職員等として就労していた経歴
「初めて」と認めない	<ol style="list-style-type: none">1 既に市外の事業所において就労している者が、

い場合	雇用されている法人内の異動等により，市内の事業所に単に勤務場所が変更となったことで，初めて市内の事業所で正規雇用かつ常勤の介護職として就労する場合
-----	---

- (2) 別表1「新規就労奨励金」(1)に規定する「正規雇用かつ常勤」であることの確認は，雇用契約書等に記載されている雇用期間，労働時間等および雇用状況等証明書による。この場合において，雇用契約書等に記載されている雇用期間が1年に満たない場合は「正規雇用」とは認めない。
- (3) 別表1「新規就労奨励金」(3)の規定については，雇用契約書等に記載されている雇用期間および申請者からの申立書により確認する。

(継続就労奨励金の起算日および算定期間)

第3条 別表1「継続就労奨励金」(3)における「就労を開始した日から起算して」とは，試用期間も含めるものとし，支給する額の算定期間についても同様とする。

- 2 別表1「継続就労奨励金」(3)における「継続して1年を超えて就労している者」の期間の算定には，「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第65条第1項および第2項に規定する休業，または「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)第5条もしくは第11条に規定する休業の期間を含むものとし，支給する額の算定期間についても同様とする。
- 3 従事する業務によらない負傷または疾病のため療養する必要がある，その勤務しないことがやむを得ないと認められる休暇等の期間については，前項の取り扱いに準ずる。
- 4 対象者が法人内の異動等により，他市町に所在する事業所で就労している場合の支給する額の算定期間については次のとおりとする。
 - (1) 本市内から他市町に所在する事業所への異動等については，異動等の事由が発生した月の前月まで算定する。
 - (2) 北斗市または七飯町から本市内に所在する事業所への異動等については，異動等の事由が発生した月から算定する。

(基準日)

第4条 要綱第5条に規定する「試用期間等」とは，雇用契約書等においてその期間等が明記されている，または就労している事業所への聞き取り等により

確認が可能な場合に限り認める。

(申請の期限)

- 第5条 要綱第6条(1)「新規就労奨励金」に規定する月の算定については、基準日の属する月を1か月目とする。
- 2 要綱第6条(2)「継続就労奨励金」に規定する期限までに申請しなかった者は、やむを得ないと認められる場合を除きすべての未支給分について支給対象外とする。

(支給要件の確認)

- 第6条 新規就労奨励金の申請を受付した場合は、受付後、支給要件の確認のため、北斗市および七飯町それぞれに電話もしくはメール等により支給状況を確認する。
- 2 北斗市または七飯町から、それぞれの市町が受付した対象者に関する本市の支給状況について照会があった場合は速やかに回答する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。